第3期和歌山県教育委員会

子育で支援行動計画(前期計画)



令和7年10月 和歌山県教育委員会

第1章 どんな計画なの?

- Ⅰ 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 公表について

第2章 ワーク・ライフ・バランスの推進

- I ワーク・ライフ・バランスとは?
- 2 ワーク・ライフ・バランスを推進するために
 - ①超過勤務等の縮減
 - ②年次有給休暇の取得促進

第3章 子育て支援

- Ⅰ 出産・育児に関する休暇・休業制度(女性職員向け)
- 2 出産・育児に関する休暇・休業制度(男性職員向け)
- 3 経済的支援措置

第1章 どんな計画なの?

Ⅰ 計画の目的

次世代育成支援対策推進法では、国や地方自治体、民間事業主(労働者101人超)において、 目標や取組内容を示した「事業主行動計画」について策定・公表を行うことが定められています。

2 計画の期間

本計画は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

3 計画の対象

県教育委員会事務局の職員 県立の学校以外の教育機関の職員 県立学校の教職員

4 公表について

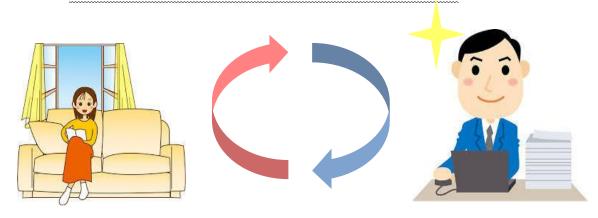
本計画に基づく措置の実施状況については、毎年度公表します。

第2章 ワーク・ライフ・バランスの推進

I ワーク・ライフ・バランスとは?

→ 仕事と生活の調和(仕事でやりがいや充実感を感じながら、同時に健康で豊かな私生活を送れる状態)

※仕事とプライベート、どちらかを犠牲にするものではない!



仕事時間を短くした分、私生活が充実する!

- ・心と体の健康促進
- ・家族と一緒に過ごす時間が増え、家庭円満
- ・外部との交流が増え人脈が広がる
- ・余裕ある育児・介護

仕事に対するモチベーションUP!

- ・リフレッシュのおかげで生産性UP
- ・頭が冴えアイデアがわいて企画力UP
- ・短時間で仕事が完了し、 時間外労働の減少につながる

2 ワーク・ライフ・バランスを促進するために

- ①超過勤務等の縮減
 - ・毎週の定時終業日(各所属で曜日決定)
 - ・ノー残業デー(各所属で毎月1日以上設定)
 - ・「育児の日」毎月19日

☆日頃から「超過勤務をせずにできる限り定時終業する」という意識を持って、効率的に業務を行うように努めましょう。

【本計画の目標】

一人当たりの平均超過勤務時間(管理職を除く全職員)

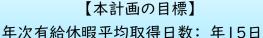
教育委員会事務局: 月8時間以下

県立の学校以外の教育機関: 4時間以下

県立学校: 30時間以下

②年次有給休暇の取得促進

- *取得奨励事例*
- ・ゴールデンウィーク、年末年始等
- ・子供の春休み・夏休み・冬休み中、学校行事
- ・本人や家族の誕生日、結婚記念日等
- ・祝日がない月、業務に区切りがついた時
- ・ホリデープランの利用
- ・「育児の日」毎月19日
- ・|日単位が困難な場合は、半日単位、時間単位で
- ・お盆前後は会議を自粛するなどして、取得促進を



【木計画の日煙】

上司の皆様のリーダーシップが必要です!

- ♦所属長はノー残業デーには自ら定時退庁するとともに、職員への定時退庁を働きかけましょう。
- ◆各職員の業務の進捗状況を把握し、適切な指導をしましょう。
- ◆超過勤務の多い職員に対しては、健康管理に特に気を配り、適宜、超過勤務を削減するため効率的な職務の遂行を指導しましょう。
- ♦所属長は所属職員が休暇を取得しやすい雰囲気を作りましょう。



第3章 子育て支援

I 出産・育児に関する休暇・休業制度(女性職員向け) 中学校入学 小学校入学 妊娠 Ⅰ歳 出産 3歳 正規の勤務時間の始め又は終わりに、|日|時間以内 通勤緩和休暇 めざせ! つわり休暇 12日以内 育児休業等取得率 男女ともに100% 産前産後休暇 妊娠・産後の保健指導等休暇 妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間 母体又は胎児の健康保持のための必要最小限度の時間 休息·補食義務免 深夜及び時間外勤務の制限 育児時間休暇 |日2回 各60分又は|日|回2時間 子の看護等休暇(1暦年につき5日、2人以上は10日)(1時間単位で取得可) 早出遅出勤務:養育 育児短時間勤務 給与は勤務時間数に応じた額 育児休業 給与は支給されない。I歳までは共済から手当金は有り 以下2パターンから選択 (勤務しない | 時間につき減額) 育児部分休業 ・1 日 2 時間の範囲内/30 分単位で取得可 ・|年 |0 日相当の範囲内/|時間単位で取得可 勤務しない1時間に 子育で部分休暇 つき減額 2 出産・育児に関する休暇・休業制度(男性職員向け) 妻の出産休暇 配偶者の入院日から出産後2週間以内までで3日以内 男性の育児参加休暇 出産予定日以前8週間(多胎妊娠:14週間)の日から産後1年を経過する日までで5日以内 深夜及び時間外勤務の制限 めざせ! |日2回 各60分又は|日|回2時間 育児時間休暇 男性の育児 関連休暇等 子の看護等休暇(1暦年につき5日、2人以上は10日)(1時間単位で取得可) 取得率75% 早出遅出勤務:養育 育児短時間勤務 給与は勤務時間数に応じた額 給与は支給されない。I歳までは共済から手当金は有り 育児休業 以下2パターンから選択 (勤務しない1時間につき減額) 育児部分休業 ・1 日 2 時間の範囲内/30 分単位で取得可 ・|年 |0 日相当の範囲内/|時間単位で取得可 勤務しない1時間に 子育で部分休暇

つき減額

3 経済的支援措置

出産費用の給付		
公立学校共済組合	教育互助会	
支 給 額: 出産費 50万円 ※ + 出産費附加金 5万円	給付額:会員本人	15,000円
	配偶者	10,000円
※産科医療補償制度に加入していない病院などで 出産した場合は48万8千円となります。		

育児休業手当の給付

公立学校共済組合

支 給 額: 勤務しなかった期間 | 日につき標準報酬日額(標準報酬月額の22分の | の額) の50%(育児休業開始から | 80日に達するまでの間は67%)。 ただし、報酬が支給されているときは、その額を控除した額。

【新制度】育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金の給付

公立学校共済組合

令和7年4月1日より、「育児休業支援手当金」、「育児時短勤務手当金」を新設しました。給付要件等、詳細については下記ホームページをご確認ください。

他にも、掛け金免除 等

【詳しく知りたい方は】

公立学校共済組合和歌山支部のホームページ https://www.kouritu.or.jp/wakayama/

和歌山県教育互助会のホームページ http://www.wakyogo.or.jp/

この計画全体の内容については、和歌山県教育委員会総務課ホームページ https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/shokuin/kosodate/kosodate.html